

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

目 次

第1章 福祉用具サービス計画における本ガイドラインの位置づけ	1
1. 本ガイドラインの位置づけ	1
2. 福祉用具サービス計画とは何か	1
(1) 導入の趣旨	1
(2) 福祉用具サービス計画について	2
3. 福祉用具サービス計画の意義	2
4. 福祉用具サービス計画の作成が基本的な手順と方法	4
第2章 福祉用具サービス計画の作成	5
1. アセスメント	5
(1) アセスメントの目的と考え方	5
(2) アセスメントの実施内容	6
2. 福祉用具の利用目標の設定	10
(1) 自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方	10
(2) 利用目標の検討手順	11
(3) 利用目標を検討するうえでの留意点	13
3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化	14
(1) 選定理由の考え方	14
(2) 選定理由の記載方法	14
4. 留意事項の洗い出し	14
(1) 留意事項の考え方	14
(2) 留意事項の記載方法	15
5. サービス担当者会議への参加	17
(1) 会議の位置づけ	17
(2) 会議の内容	18
6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と、福祉用具サービスの提供	20
(1) 説明・同意・交付の位置づけ	20
(2) 説明・同意・交付の方法	20
(3) 福祉用具サービスの提供	21
7. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書（基本情報）」の記載方法	22
(1) 基本情報の様式（26年3月版）	22
(2) 基本情報の位置づけ	23
(3) 記載項目及び記載要領	23
8. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書（利用計画）」の記載方法	29

平成 26 年3月



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

(1) 利用計画の様式(26年3月版)	29
(2) 利用計画の位置づけ	30
(3) 記載項目及び記載要領	30
第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)	33
1. モニタリングの目的	33
2. モニタリングの流れと確認・検討事項	34
(1) 心身の状況等に関する変化や福祉用具の利用状況の把握	34
(2) 利用目標の達成状況の確認	35
(3) 今後の方針の検討	35
(4) 福祉用具サービス計画の見直し有無の検討	36
(5) 利用者・家族へのモニタリング結果の説明	36
(6) モニタリング結果の介護支援専門員等への報告	37
3. 「ふくせん版 モニタリングシート(訪問確認書)」の記載方法	38
(1) モニタリングシートの様式(26年3月版)	38
(2) モニタリングシートの位置づけ	39
(3) モニタリングシートの様式(改訂版)とモニタリングの流れの関係	39
(4) 記載項目及び記載要領	39
「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」除外体制	41

第1章 福祉用具サービス計画および本ガイドラインの位置づけ

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、福祉用具専門相談員が「福祉用具サービス計画」を作成する際の考え方を示すことで、福祉用具に係るサービス(以下、「福祉用具サービス」といいます。)の一層の質の向上を図ることを目的として、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(愛称:ふくせん)(以下、「本会」といいます。)が厚生労働省の老人保健健康増進等事業の助成を受けて策定したものであります。

これまで本会では、福祉用具の計画的なサービス提供を支援するためのツールとして2009年に「ふくせん・福祉用具個別援助計画書」を開発し、次いで2010年には、同計画書に基づく定期の訪問確認によって適切な利用を支援するためのツールとして「モニタリングシート」を開発しました。2012年4月に福祉用具サービス計画の作成が義務化されたことに伴い、上記様式について名称を「ふくせん版「福祉用具サービス計画書」と変更し、様式の普及・啓発活動に取り組んできました。

本ガイドラインは、福祉用具サービス計画に関する現場での蓄積を基に取りまとめたものであります。福祉用具サービス計画を作成するための基本的な考え方や留意点、関係機関との連携方法、さらにモニタリングの実施方法などを分かりやすく示しています。また、併せて本書の中にはガイドラインだけでなく、参考として本会が作成した様式(平成26年3月版)を示すとともに、様式の記載方法等についても触れるなどいたしました。

今後、さらに質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるよう、多くの福祉用具専門相談員に、日々の福祉用具サービス計画の作成時や研修等の様々な場面で、本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

2. 福祉用具サービス計画とは何か

(1) 導入の経緯

介護保険制度は、要介護状態となった高齢者等に対して、自立支援の理念のもと、居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」といいます。)に基づき、多様なサービスを組み合わせて提供しながら、高齢者等の日常生活を支えるための仕組みです。単に各サービスを個別に提供するのではなく、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようにするため、すべてのサービスがケアプランを核に生活目標を共有し、認識を合わせることが求められます。

福祉用具サービスは、介護保険サービスの1つです。高齢者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて利用目標を定めるとともに、適切な福祉用具を選定し、利

¹ 指定基準上の「福祉用具貸与計画」、「特定介護福祉用具販売計画」を統称したもの。

² 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の詳細については以下のHPを参照。

<http://www.zfssk.com/>

用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送るよう、専門職である福祉用具専門相談員が支援するものです。

福祉用具サービスは、これまで他の介護保険サービスと異なり、個別のサービス計画の作成が義務づけられていませんでした。しかし、「福祉用具における保険給付の在り方にに関する検討会」(平成23年5月に議論の整理)とりまとめにおいて、「福祉用具サービスにおける利用者の状態像の変化に応じた適切なアセスメント、マネジメントの仕組みが必要である」という指摘がなされ、個別のサービス計画の必要性が示唆されました。

これを受けて、福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上が図られるよう、平成24年4月より福祉用具専門相談員が「福祉用具サービス計画」を作成することが義務化されることになりました。

(2) 福祉用具サービス計画について

福祉用具サービス計画は、「利用者の希望、心身の状況及びその要望を踏まえ、指定福祉用具貸与の日標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したもの」です。介護支援専門員が作成するケアプランとの関係としては、ケアプランに記載されている生活上の目標と、その実現を支援するサービスのうち、福祉用具サービスに関する具体的な内容を示したものになります。

なお、本ガイドラインでは、福祉用具サービス計画を記載するための様式について言及する際は、本会が開発した「福祉用具サービス計画書」といって用語を用います。

3. 福祉用具サービス計画の意義

福祉用具サービス計画の主な意義としては、以下の5つが挙げられます。

① 福祉用具サービスの目標や内容に対する利用者の理解の促進

福祉用具サービス計画を用いることで、利用者や家族に対して福祉用具の利用目標や選定理由、活用方法を含め利用上の留意点を明確に説明することができます。特に利用目標については、利用者が自指す生活の実現に向けた福祉用具を効果的に利用できるよう、利用者や家族だけでなく、関係する他職種とも共有する必要があり、文書化して示すことが有効です。

② 利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供

福祉用具の選定にあたっては、利用者の状態像等を把握し、それを根拠として最適なものを見出すことが重要です。福祉用具サービス計画において、それぞれの福祉用具の選定理由を明確にしておくことで、利用者の状態像等に変化があった場合に現在の選定理由を再確認したうえで、福祉用具の見直しが必要かを判断するといったシームレスの対応が可能になります。

③ 事故防止・リスクマネジメント

福祉用具の利用に際しては、誤った使い方による事故やトラブルを防ぐための支援も重要な要素です。利用者や家族をはじめ、日常的に福祉用具の利用に関わる介護職等に対して、福祉用具の適切な活用方法や利用上の留意事項等について、福祉用具サービス計画を通じてあらかじめ伝えることにより、事故やトラブルを未然に防ぐことができます。また、万が一、事故が発生した場合には、事故の検証から得られた結果と福祉用具サービス計画等の記録をもとに、利用者や家族に説明すべき内容をさしに整理することで、今後の事故防止に役立ることができます。

④ 関係者間の情報共有・共通理解

利用者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくためには、多職種等の関係者間で支援に必要な情報を共有し、生活目標等について共通理解のもと連携し、利用者を支えていく体制が重要です。しかしながら、介護施設等に強い、住宅では必ずしも関係者が常に顔を合わせられるわけではありません。そのため、利用者の状態像や利用するサービス内容等に関する情報等を記録として残し、その情報を関係者間で共有することが重要となります。福祉用具サービス計画は、そのような記録項目の一つであり、他のサービスの記録と同様、関係者間で活用することができます。

⑤ 福祉用具専門相談員のスキルアップ

福祉用具サービス計画の作成にあたっては、利用者の生活のニーズや状態像といった情報をお適切に把握・整理し、文章化する等の作業を行なう必要があります。そのためには多様な知識や技術が求められます。福祉用具サービス計画の作成に必要な、これら知識や技術の習得に向けて日々研鑽を積むことで、専門職としての自覚が促され、福祉用具専門相談員としての資質と専門性の向上が期待されます。

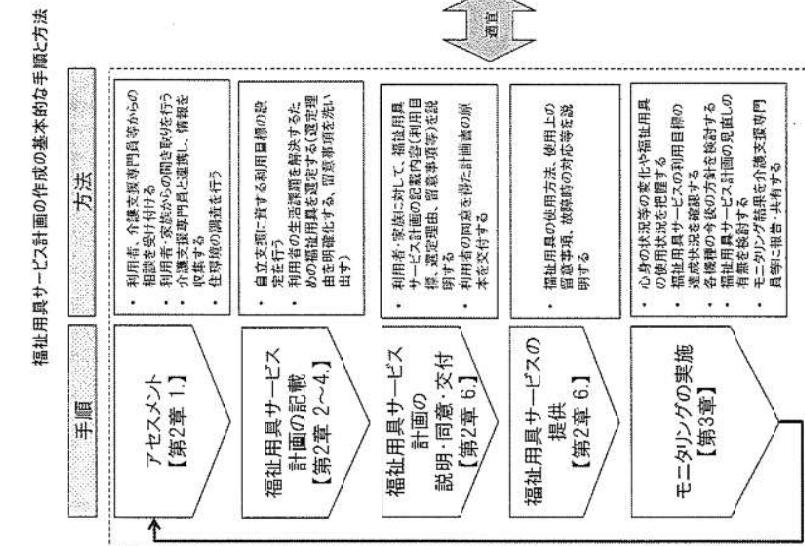
¹ 本ガイドラインにおいては、福祉用具専門相談員を「専門職・介護・福祉の専門職」「多職種」と記載する。一方、福祉用具専門相談員以外の医療・介護・福祉の専門職を指す場合には「他職種」と記載する。

4. 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法
福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下の通りです。第2章以降では、各項目の具体的な実施内容について述べていきます。
なお、この手順は基本的な流れであり、利用者を取り巻く状況により前後することがあることに留意が必要です。

第2章 福祉用具サービス計画の作成

1. アセスメント

福祉用具専門相談員は、利用者・家族や介護支援専門員からの相談を受け、利用者の自宅等を訪問してアセスメントを行います。



(1) アセスメントの目的と考え方

① アセスメントとはなにか

福祉用具専門相談員が行うアセスメントとは、「利用者の状態像に適した福祉用具を選定するための情報収集と分析の過程」を指します。福祉用具サービスの出発点であり、効果的な福祉用具サービスを提供するためには不可欠な行為です。

指定基準においても、「福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない」と定められています。このうちアセスメントは「利用者の利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ」の部分が該当します。

加齢や疾病等によって生じる生活上の課題(ニーズ)は、利用者の心身の状況、介護環境、住環境等によって一人ひとり異なるものです。また介護保険制度のサービスは、利用者本人がサービスの種類や内容の選択を行う自己決定の原則が重要であるため、福祉用具サービスの利用目標の設定や機種の提案を行う際には、利用者の状態像や意向等を十分に踏まえたうえで専門的見地から提案がなされなければなりません。利用者が福祉用具サービスを利用についての合意を得ることは難しくなります。

また、不十分なアセスメントの結果、利用者の状態像にそぐわない利用目標の設定や福祉用具の選定が行われてしまふと、事故の発生や福祉用具が適切に活用されないことが懸念されます。福祉用具専門相談員は、アセスメントの重要性を認識し、適切にアセスメントを実施するよう心がけなければなりません。

② アセスメントにおける介護支援専門員との連携

指定基準においては、介護支援専門員との連携に關し、「既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない」と定められており、ケアプランに沿った福祉用具サービス計画を作成することが義務づけられています。福祉用具専門相談員は、介護支援専門員と密接に連携を図り、アセスメントや福祉用具サービス計画の作成を行う必要があります。

¹ 須富弘子、加島守(2013)「理解!福祉用具サービス計画の手引き」同井智男により引用。

² 指定基準 第百九十九条の二 第1項

³ 指定基準 第百九十九条の二 第2項

福祉用具専門相談員は、基本的にケアプランの受領後から、アセスメントの実施及び福祉用具サービス計画の作成に着手することになります。ただし、利用者の状態像や依頼の経緯等によっては、手順が前後することがあります。特に退院に際して急きよ福祉用具が必要となるケース等においては、介護支援専門員によるケアプランの作成・決定前に、福祉用具の導入について検討することが必要になります。その場合には、ケアプラン原案が示される前に福祉用具専門相談員が収集した情報で暫定的な福祉用具サービス計画を作成し、ケアプラン決定後には必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行います。

また、ここで示している手順に「間われらず、福祉用具の利用目標や機種等について」は介護支援専門員と支援の方向性を共有し、ケアプランとの連続性を持った福祉用具サービス計画を作成することが求められます。なお、支援の方向性をスムーズに共有するために、アセスメントにおける利用者・家族との面談や住環境の調査は、介護支援専門員と同行して行うこと

が望まれます。

(2) アセスメントの実施内容

ここでは、アセスメントの実施内容について記載します。

①情報収集・分析すべき基本的な項目と情報収集の方法

アセスメントにおける、情報収集・分析すべき基本的な項目としては、利用者の基本情報、身体状況・ADL、意欲・意向、介護環境、住環境が挙げられます。各項目の詳細と、情報収集の方法は、以下のようものが想定されます。

アセスメントの基本的な項目と情報収集の方法の例

情報の種類	情報項目	情報収集の方法
利用者の 基本情報	・氏名、性別、年齢 ・要介護度 ・認定日、認定期間 ・住所、電話番号 ・居宅介護支援事業所名、担当介護支援専門員名 等	・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメント等)
身体状況・ ADL	・身長・体重 ・現病歴及び既往歴、合併症 ・障害の状況 ・障害高齢者 日常生活自立度 ・認知症の程度(認知症高齢者日常生活自立度) ・日常生活動作の状況(できること、できないこと、介助が必要なこと等)	・利用者・家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメント等) ・サービス担当者会議 ・医療機関におけるカンファレンス等
意欲・意向	・ご本人の気持ちは、望む生活について ・現在困っていること ・過去の生活状況(生い立ち、仕事、趣味等) 等	・利用者・家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメント等) ・サービス担当者会議 ・医療機関におけるカンファレンス等
介護環境	・他のサービスの利用状況(介護保険サービス、保険外サービス) ・家族構成、士たる介護者(氏名、年齢、性別、利用者との関係、介護力、日々の介護状況) ・利用している福祉用具(既に導入済みのもの) ・経済状況 等	・利用者・家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメント等) ・サービス担当者会議 ・医療機関におけるカンファレンス等
住環境	・持家または借家(住宅改修等が可能か) ・エレベーターの有無(集合住宅の場合) ・屋内の段差の有無 ・居室での動線 ・トイレの状況(広さ、和式・洋式) ・浴室の状況(脱衣所の広さ、浴室の広さ、浴槽のまださ等) ・通路及び各部屋出入り口の有効幅、家具等の設置状況 等	・住環境の訪問調査 ・利用者・家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメント等)

1. 構正解でサービス券発行作業介護サービス券に付する基準について(平成11年9月17日)を企
第25号 厚生省老人保健局企画課長通知(以下、解釈通知とする)第三介護サービス十一協
社用具貸与・3運営に関する基準 (3)(⑤)へ

②情報収集の方法

利用者・家族との面談では、利用者宅を訪問することが基本となりますが、入院中等の場合は医療機関等で行うこともあります。その際、面談は、介護支援専門員に同行して行うことが望ましいでしょう。

面談等の機会に利用者宅を訪問する際には、住環境の調査も実施します。住宅改修が想定されている場合には、住宅改修の担当者に訪問の同席を依頼することも検討することも有効です。

また、情報収集には、利用者の支援のつなぎ役であり総合的援助方針をまとめる介護支援専門員からの情報が欠かせません。介護支援専門員が作成したケアプランにより、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）や、福祉用具サービスに関する内容等を確認します。ケアプランの受領と併せて、介護支援専門員が作成したアセスメントシート（複写）も入手できると、利用者の心身の状況等をより詳細に把握でき、福祉用具サービス計画を作成するうえで有用です。

また、利用者が入院中等の場合は、退院時カウンターレンジスに出席する場合もあります。医療機関でのリハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整等について、医療機関の作業療法士や理学療法士等から情報収集を行なうことができます。

③情報収集の留意点

利用者や家族との面談の前に、想定される福祉用具の候補が絞りこめている場合には、候補となる福祉用具を持参し、利用者・家族に試用してもらうことも有効な方法です。試用を通じて、福祉用具を用いた生活行為のイメージを持つても見えるようになります。

また、認知症等によって、意思が明確に表明できない利用者の場合、字板か心の聞き取り等を通じて情報収集を行ないます。

主な情報収集の方法と実施内容・留意点をまとめると、以下の通りです。

情報収集の方法	主な情報収集の方法と実施内容・留意点
利用者・家族からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族と面談を行い、利用目標の設定や福祉用具の選定に必要な情報収集を行う。面談の場所は本人の自宅を基本とするが、入院中等の場合は医療機関等で行う。 ・介護支援専門員と同行して行なうことが望ましい。 ・既に想定される福祉用具の候補が絞り込まれている場合には、候補となる福祉用具を用いて実際に試用してもらう等、福祉用具を用いた生活行為のイメージを明らかにする。 ・認知症等によって、意思が明確に表明できない利用者であっても、家族への聞き取り等、できる限りの情報収集を行うことが望ましい。
介護支援専門員との連携による情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報（氏名、住所、電話番号、要介護度、相談の概要等）について電話等で聞き取りを行う。 ・ケアプランを受領する。 ・介護支援専門員が保有するアセスメントシート等には利用者の心身の状況等についての情報が記載されており、その情報を受領することは有用である。
住環境の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自宅を訪問し、住環境の調査を行なう。 ・利用者が自宅にいる場合には、利用者・家族との面談と同時に実施することが望ましい。 ・住宅改修が必要な場合には、住宅改修の担当者への同様依頼を検討する。
多職種における情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議に出席し、利用者の希望や心身の状況等の情報について、同じ利用者を支障する他職種が情報収集を行なう。（サービス担当者会議の位置づけと内容については、第2章5節を参照。） ・医療機関の医療機関ど介護支援専門員等が出席するカンファレンスが開催される場合があり、福祉用具専門相談員が出席を求めるケースも増えている。 ・医療機関でのリハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整等について、医療機関の作業療法士や理学療法士等から情報収集を行うことは有用である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の周りには、介護支援専門員以外にも多数の車両が関わっていることが多いが多くの場合、福祉用具による支援を考えるうえで有用であるため、隨時情報収集を行うことが望ましい。 ・また地域包括支援センター（または市町村）が開催する地域ケア会議においてサービス内容等に関する助言を得ることが望ましい場合がある。

2. 福祉用具の利用目標の設定

福祉用具専門相談員は、情報収集に一定の目途がついた後、収集した情報を整理し、生活課題(ニーズ)を解決するために適切な利用目標を設定する必要があります。

福祉用具の利用目標は、アセスメントで明確なった利用者の生活課題(ニーズ)に対し、どのような福祉用具を用い、どのような方法によってそれを解決していくのか、そして、どのような生活を目指していくのか等を端的に記載するものです。

また介護支援専門員が作成するケアプランとの関係では、福祉用具の利用目標は、ケアプラン第2表に記載された目標(主に短期目標)を福祉用具で実現するための方針に該当します。

(1) 自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方

福祉用具サービス計画は、利用者の自立支援につながらるものでなければなりません。ここで、介護保険制度における自立支援の理念について改めて確認します。

①介護保険制度における「自立支援」

「自立支援」は、介護保険制度の基本的な理念です。介護保険法の第一条には、次のような規定があります。

「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスによる給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」

次に、保険給付について、次のような規定があります。

「保険給付は、要介護状態又は要支援状態の鑑定又は悪化の防止に資するよう行われる。」(第二条第2項)

「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」(第二条第4項)

また国民の努力及び義務として、以下のようになります。

「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を感じして常に健常の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めねどする。」(第四条)

つまり、介護保険における自立支援とは、「利用者の意思に基づいて、その有する能力に

応じ自立した日常生活を営むこと」と、「利用者が自らの能力の維持や向上に努めること」に対する支援であるといふことができるでしょう。

(2) 自立支援に資する福祉用具サービスのあり方

利用者の自立支援につながらる福祉用具サービスを提供するには、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 利用者がどのようなく自立した生活を実現したいのかを踏まえて、利用者が福祉用具を活用した生活をイメージし、利用目標として掲げることを考慮する。
- ・ 利用者の心身機能をできる限り活用しながら利用目標を達成できるよう、その有する能力に応じた福祉用具を選定し、福祉用具の利用を支援する。
- ・ 利用目標の設定やその検証を利用者とともに行動することを通じて、利用者が利用目標に向かって意欲的に取り組めるように支援する。
- ・ これらの点を踏まえながら福祉用具サービスを提供することで、利用者の日常生活に対する意欲が向上し、利用者の主体性が尊重され、直いにはエンゲージメント(自己解決力)の向上につながることが期待されます。

(2) 利用目標の検討手順

利用目標を考えるうえでの基本的な検討手順は、以下①～②に示す通りです。

① 生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)の記入

福祉用具専門相談員によるアセスメント結果に基づいて、福祉用具サービス計画面に、介護支援専門員が作成したケアプランとの連続性を踏まえた「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」を記入します。

介護支援専門員によるケアプラン作成前に福祉用具サービス計画を暫定的に作成しない場合はならない場合には、ケアプランが作成された後、すみやかに福祉用具サービス計画に記載した「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」を見直すことが必要となります。

② 福祉用具の利用目標の記入

①で記入した「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」を踏まえ、福祉用具の利用目標を斟酌します。福祉用具の利用目標とは、「どのような福祉用具」を利用し、それぞれの生活課題(ニーズ)の解決を「どういう方法」で図り、その結果「どのような生活」を目指すのか、といったことを意味します。利用目標を記入するうえでの考え方のプロセスは、以下 a)～c)に示す通りです。

- a) **目指す生活の具体化**
 まずは、生活課題(ニーズ)の解決という観点から、利用者が目指す生活を具体化します。
 「日指す生活」を具体化する観点としては、「利用者の自立支援」と、「介護者の負担軽減」の2つがあります。「介護者の負担軽減」とは、利用者の自立支援を図るうえで、結果的に介護者の負担の軽減を図ることに繋がるという考え方です。
- 利用者の自立支援の例：
 ・ひたすら買い物ができるようになる
 ・食堂で家族と一緒に食事ができるようになる
- b) **生活課題(ニーズ)の解決方法**
 次に、生活課題(ニーズ)の解決方法を検討します。すなわち、「利用者の自立支援」であれば、「どのような課題に対する必要があるのか」を防ぐリスクを防ぐことで、どういった動作ができるようになるか等を記載します。
 また、「介護者の負担軽減」も同様に、「どのような問題点に対応する」「あるいは「どのようなリスクを防止する」ことでの、福祉用具が介護者の「どういった介護動作の負担軽減に繋がる」のか等を記載します。
- c) **用いる福祉用具**
 次に生活課題(ニーズ)を解決するうえで、「どのような福祉用具」を用いるのかを明確にします。利用目標における福祉用具は、個別の機種名ではなく、品目で記載します。また複数の福祉用具を組み合わせて1つの生活課題(ニーズ)の解決を図る場合は、複数の福祉用具の品目を列挙するか、付属品などを除いた主な品目にについて記載します。

利用目標は、利用者が福祉用具を活用した生活をイメージし、その目標に向かって意欲的に取り組めるよう、利用者とともに設定するものであり、福祉用具サービス計画の要となるところです。利用者の課題・ニーズの解決に向けて、福祉用具がどういった役割を果たすのか、その結果としてどのような生活を実現しうるのかを、端的に記載するよう留意して下さい。
 また利用目標の記載において、目標達成の期間は明確に定められていませんが、介護支援専門員が作成するケアプランと連続性の観点から、ケアプラン第2表の短期目標の目標期間に相当するものと考えることができます。

3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化

(1) 選定理由の考え方

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用目標を選定した後、それらの目標達成に有効な福祉用具の具体的な機能を選定します。選定は、選定理由と留意事項を明確にしながら行う必要があります。

福祉用具の選定理由は、利用者の状態像等(心身の状況、ADL、介護環境、住環境等)や利用目標を踏まえ、その機能(型式)を選定した理由を指します。

具体的には、以下の視点に照らして記載します。

- ・ 利用目標を達成するために、選定した機種(型式)の機能や特性が妥当である。
- ・ 利用者の状態像等や希望に照らして、選定した機種(型式)の機能や特性が妥当である。

(2) 選定理由の記載方法

留意事項に記載すべき内容としては、まず、「福祉用具の利用方法について留意する」とが挙げられます。福祉用具は適切な利用によって効果を発揮するものであり、不適切な利用によりかえって心身機能の低下等を引き起こすことがあります。例えば、以下のようない例が考えられます。

(1) 留意事項の記載方法

留意事項に記載すべき内容としては、「車いすで移動し、食堂で家族と一緒に食事ができるようになる」が挙げられます。福祉用具は困難だが、車いすから立ち上がる能力や椅子に座る能力がある方。○状態像歩行は困難だが、車いすから立ち上がる能力や椅子に座る能力がある方。
○視点:
・できるだけ有する能力を維持し、これまでの生活環境を維持する観点から、車いすが椅子への移乗の方法について利用者や家族に対して助言しているか。
・日々の体調の変化がある場合は、移乗の際に気をつけける点について助言しているか。

4. 留意事項の洗い出し

(1) 留意事項の考え方

「解説通知」によれば、「福祉用具専門相談員は、福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機能、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること」とあります。留意事項には、福祉用具の利用が適切に行われるよう、利用者や家族、関係者間で共有すべき情報を記載することされています。

留意事項を検討する際には、福祉用具サービス計画の読み手が誰かという点を改めて意識することが重要です。福祉用具サービス計画の第一の読み手は、利用者とその家族です。

¹ 指定基準 第百九十九条の二 第1項
ⁱⁱ 解説通知 第三介護サーにス 第百一十一福祉用具貸与 3運営に関する基準 (3)(5)u

こののような視点を踏まえ、適切な移乗の方法等を助言することによって、車いすを多用することでのじる立ち上がりや座位能力の衰えや、生産が單調化するリスクの懸念等に警がります。

次に、「利用者の状態像(身体状況、ADL、介護環境、住環境)や福祉用具の利用場所の特性等に応じて、発生しうる事故等について注意を喚起することはが求められます。

福祉用具の操作方法や誤操作によるリスクについては、重要事項説明書や各機種の取扱説明書等に記載のあるものを車に転記するのではなく、その中から利用者個人の状態像等や利用場所等の環境に応じて特に発生しうるリスクを選択し、記載することが必要です。

また、特殊臺台とサイドレールの袂まれ事故といった重大事故に警がりやすいリスクについては、重要事項説明書やマニュアル等の記載と重複していても、留意事項欄に再度記載し、注意

を喚起することが望ましいです。

その他に、記載する内容としては、以下のことが挙げられます。

- ・ 福祉用具の取扱等が保有される際の対応方法に関する情報提供を行うこと（例：ガッキヤがある場合は、利用を中止し、ご連絡ください）
- ・ その他、福祉用具に関する情報提供を行ふこと

5. サービス担当者会議への参加

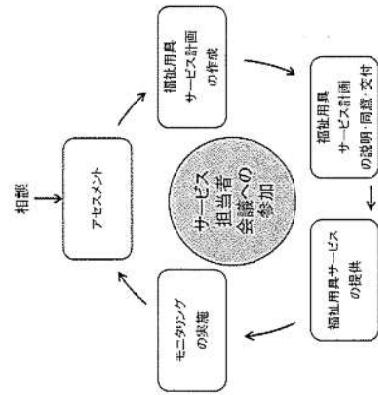
福祉用具専門相談員は、介護支援専門員からの召集を受けて、サービス担当者会議に参加します。サービス担当者会議を通じて、利用者の状況把握及び共有を行うとともに、各種が専門的な見地から意見を出し合い、利用者にとってより良い支度の方向性やサービス提供方法を検討することになります。

(1) 会議の位置づけ

サービス担当者会議とは、介護支援専門員がケアプランを作成するために、サービスの提供を予定している多職種を集めて行う会議です。介護保険で提供されるサービスは、利用者の自立支援に向けて、様々な職種が連携のうえで支援を行うことが原則ですが、サービス担当者会議はそのようなチームケアを円滑に実践するために多職種が顔を合わせて、提供されるサービスの目標等の情報の共有や意見交換を行う場となります。

福祉用具専門相談員にとっては、利用者の情報を把握し、チームケアにおける福祉用具サービスの役割を確認する重要な会議です。会議を通じて、利用者の心身の状況や、置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等を把握しなければなりません。サービス担当者会議の開催は、事例によって適宜開催されますが、いずれの場合も参加時点できれどぞれしが得ている情報を共有し、以下に示すような流れで検討することになります。

福祉用具サービス計画の基本的な手順とサービス担当者会議の位置づけ



¹ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号)第十七条、第九号
² 指定基準 第二百五条(第十三條「心身の状況等の把握」の準用)